第十条第一項の表㈥の項中「第四十八条の十三第二十八項」を「第四十八条の十三第三十項」に改める。

第十条の二第一項の表㈣の項中「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二」に、「第四十八条の十三第二十八項」を「第四十八条の十三第三十項」に改める。

第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第四十八条の十三第五項及び第二十七項」を「第四十八条の十三第七項及び第二十九項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十四項」を「第四十八条の十三第十六項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「本条」を「この条」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「同条第九項各号」を「同条第十一項各号」に改め、同項第五号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「同条第九項各号」を「同条第十一項各号」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十四項」を「第四十八条の十三第二十六項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第十九項」を「第四十八条の十三第二十一項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第十九項」を「第四十八条の十三第二十一項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に改める。

第十条の二の六第二項第二号及び第十条の二の七第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第十条の七の三第六項第一号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加え、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

15　政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

第十条の九を削る。

第十条の八の三（見出しを含む。）中「第五十一条の二の四第三号」を「第五十一条の三第三号」に改め、同条を第十条の九とする。

第十一条第三項第三号中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削る。

第十二条の四第四号中「選任された者」の下に「及び同法第百二十六条の五第一項の規定による特定管理を命ずる処分があつた場合における預金保険機構」を加える。

第十五条の六の二を第十五条の六の三とし、第十五条の六の次に次の一条を加える。

（法第三百九十六条の二第四項の場合）

第十五条の六の二　法第三百九十六条の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第三百九十六条の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第十六条の四の五の次に次の一条を加える。

（法第五百八十六条第一項の総務省令で定めるもの）

第十六条の四の六　法第五百八十六条第一項に規定する総務省令で定めるものは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人及びそれ以外の地方独立行政法人であつて同法第二十一条の規定に基づき病院事業を行うもののうち、地方公共団体から病院の譲渡を受けて医療法第七条第一項に規定する許可を受けたものとする。

第二十四条の七第一号中「厚生年金基金、企業年金連合会」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会」に改める。

附則第二条の七第二項第三号ロ中「厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金」を「企業年金基金又は確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第三条の二の十六中「高齢者等居住安定化推進事業」を「スマートウェルネス住宅等推進事業」に改める。

附則第四条第三項中「第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十五項、第三十二項、第三十四項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項」を「第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項」に、「第四十条の六第十二項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十八項及び第五十九項」を「第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項」に、「第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項及び第三十九項」を「第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第四十二項」に改め、同条第五項第二号中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項第四号中「第四十条の六第三十八項」を「第四十条の六第四十四項」に改め、同条第六項中「第四十条の六第六十一項第二号」を「第四十条の六第六十七項第二号」に改め、同条第七項第二号中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項第三号イ(1)中「第二十三条の七第九項第一号」を「第二十三条の七第十項第一号」に、「第四十条の六第十三項第三号」を「第四十条の六第十五項第三号」に改め、同号イ(2)中「第二十三条の七第九項第三号」を「第二十三条の七第十項第二号」に改め、同号イ(3)中「第二十三条の七第九項第二号」を「第二十三条の七第十項第二号」に改め、同条第八項中「第二十三条の七第二十四項」を「第二十三条の七第二十七項」に改め、同条第九項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同条第十二項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同条第十三項中「第七十条の四第三十七項」に改め、同条第十四項第三号中「第七十条の四第二十九項及び第三十項」を「第七十条の四第三十項及び第三十一項」に改め、同項第五号中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同条第十六項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改める。

附則第四条の四第九項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（」に、「定められる製造事業者等」を「定められるエネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項第二号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

附則第四条の六第十項中「第十五条第八項」を「第十五条第七項」に、「第九十三条第九項」を「第九十三条第八項」に改め、同条第十二項第一号ハ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イ」に改め、同号ヘ及び同条第十三項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附則第五条の二の見出し中「附則第十二条の三第三項第二号イ」を「附則第十二条の三第四項第二号」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。